

【ポスター発表】

家庭養護における養育実践者の子どもの権利に関する意識

○ 神戸市総合療育センター 氏名 中川 友生 (008838)

川名 はつ子 (早稲田大学・003503)

キーワード：子どもの権利条約、里親、家庭養護

1. 研究目的

近年、児童虐待等の社会問題により家庭で暮らす事ができず社会的養護の下で生活する子どもたちは増加している。このような状況から、日本は社会的養護の基本理念に子どもの権利擁護をかかげ、里親・ファミリーホーム委託という家庭養護の推進を図っている。国際的にみても、「国連子どもの権利条約」において、社会的養護が必要な場合には家庭養護が優先とされている。社会的養護の下に育つ子どもにも、全ての子どもと同様に、最善の利益を意図した支援が保障されるべきであり、そのために里親には、子どもの権利を意識した養育の実践が求められている。しかし、「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」(厚生労働省, 2014)によると家庭養護の下で育つ子どもたちは、子どもの権利として措置された家庭で虐待等の権利侵害を受けていると報告されている。子どもの権利を擁護する家庭養護の場で生じている、子どもたちへの権利侵害を問題視し「里親の子どもの権利に関する意識」と「里親から子どもへの権利侵害がおこる構造」を明らかにした。

2. 研究の視点および方法

(1) 質問紙調査

全国の里親として養育者の経験がある者 151 名に質問紙調査を送付し 68 名 (平均年齢 56.3 ± 9.8 歳、平均経験年数 10.1 ± 7.1 年) から回答を得た。質問項目は、①「国連子どもの権利条約」の認知状況、②養育において子どもの権利を意識しているか、③大切だと思う子どもの権利などであった。

(2) インタビュー調査

5 県に居住する里親 21 名 (平均年齢 57.6 ± 7.8 歳) に半構造化面接を実施した。質問項目は、①日常の養育で意識していること、②あなたが思う子どもの権利、③「子どもの権利リスト」を提示し、子どもの権利として共感できるもの、④子どもの権利に関係した養育行動とその理由であった。分析は質的データ分析法 (佐藤, 2008) の手法により①概念シートを作成、②コードマトリックス表である「子どもの権利に関する意識・行動一覧表」を作成した。この表から「意識されている (されにくい) 子どもの権利」、「擁護されている (されにくい) 子どもの権利」について明らかにした。その上で、里親自身の悩みであった「意識されるが擁護されにくい子どもの権利」に焦点をあて、その構造について③概念同士の関係を示した表を作成した。

3. 倫理的配慮

本調査は、日本社会福祉学会研究倫理規定に配慮し、早稲田大学倫理委員会の承諾を得て実施した（申請番号 2015-006）。

4. 研究結果

(1) 質問紙調査

子どもの権利条約の「内容まで知っている」里親は3割にとどまった。養育において子どもの権利を意識している割合は、「やや意識している」と「かなり意識している」を足すと約6割の里親が子どもの権利を意識していた。条約の各項目の認知状況は、「代替的養育の権利」について約4割の里親が「全く知らない」と答えた。また、条約の内容を認知している里親は子どもの権利の中でも意見表明権を重視していることが明らかになった。

(2) インタビュー調査

里親は条約と対応する子どもの権利を多数擁護していることが明らかになった。焦点化した「意識されているが擁護されにくい権利」は①虐待・放任からの保護と②プライバシーの保護であった。①「虐待・放任からの保護」は協力者の9割が子どもの権利と意識していながら、約4割の里親が養育に暴力を用いた経験があった。その構造として、「感情のコントロールができなくなる」、「しつけのため状況により暴力が必要という意識」、「暴力の認識が不十分である」という理由で暴力が用いられていた。②「プライバシーの保護」は協力者の7割に意識されていたが、約5割の里親が侵害経験を持っていた。特徴として幼少期に侵害行動が多く見られ、思春期に入る頃から擁護されていた。また侵害行動は、里親が子どもの最善の利益を考慮して「教育をうける権利」擁護を優先した結果、プライバシーの侵害行動が生じることが明らかになった。

5. 考察

里親の子どもの権利条約の認知状況は、一般成人と同程度であり、家庭養護と関係する「代替的養育の権利」が子どもの権利であることも知られていないことが確認できた。家庭養護において権利基盤型の養育が実践されていくためには、里親が子どもの権利擁護の実践者である意識を高めるための働きかけと社会全体の条約の認知度を高めていく必要があることが示唆された。

「虐待・放任からの保護」の権利擁護のためには、「感情のコントロール」について里親研修の中でストレスマネジメントの導入が積極的に検討されるべきであろう。「しつけのための暴力の肯定」、「暴力の認識不足」については、日本において民法上の懲戒権の解釈により体罰が容認される風潮も影響している。2016年現在、世界46か国が法的な体罰全面禁止を実現しており、法整備後に体罰を肯定する意識と行動が大幅に減少したスウェーデンの取組みなどを参考に、養育において暴力は許されない事を里親のみでなく社会全般に啓発していく働きかけが必要と思われる。

「プライバシー保護」の権利擁護は、里親に対して、子どもは幼少期からプライバシーの権利主体であること、他の権利擁護を優先した結果プライバシーの権利侵害が生じる場合でも、子どもへの理由の説明と子どもの意思確認が必要である働きかけが必要と考える。

【参考文献】佐藤郁哉（2008）質的データ分析法-原理・方法・実践．新曜社